

千葉県飲食宅配代行業者利用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、飲食事業者が宅配代行業者を利用するにあたって要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（平成38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 飲食事業者 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に規定する許可を得た事業者をいう。
- (3) 宅配代行業者 飲食事業者に代わり、顧客からの商品の注文・決済を受け付ける電磁的記録によるシステムを提供し、飲食事業者の店舗から顧客へ商品を配達する事業者で、本要綱施行時に宅配代行実績を有する者をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、中小企業者のうち、飲食事業者又は市長が特に必要と認めた事業者若しくは団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有する者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 宅配代行業者の利用に係る登録を完了している者、又は登録申請を完了している者

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る経費は、補助事業者が実施する次の各号の経費をいう。

- (1) 初期費用：宅配代行業者の利用に係る登録手数料
- (2) 月額費用：宅配代行業者の利用に係る月額手数料

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、第8条による交付決定後かつ宅配代行業者の利用に係る登録完了後3か月間とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、予算の範囲内において交付するものとする。なお、第4条第2号の経費については一月当たり15万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、令和2年6月末日までに、千葉県飲食宅配代行業者利用支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲

げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 営業の許可を受けていることを証する書類の写し
- (3) 宅配代行業者への登録完了、又は、登録申請を完了していることが分かるもの
- (4) 商業団体、法人の場合にあつては、次に掲げるもの
 - ア 定款又はこれに準ずる書類
 - イ 役員名簿
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付予定額の総額が予算の範囲を超えると判断した場合は、前項の期日前であっても、申請の受付を終了することができる。

3 同一の補助事業者への補助金の交付申請は同一年度内に1回に限るものとする。

（交付決定通知）

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉県飲食宅配代行業者利用支援補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（交付の条件）

第9条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の事業計画を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長に届け出ること
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉県補助金等交付規則及び千葉県飲食宅配代行業者利用支援補助金交付要綱を遵守すること。
- (5) その他市長が必要と認める条件

（暴力団等の排除）

第10条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者に該当しないものとし、補助期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来に渡り補助事業者の資格を失うものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配するもの
- (2) 代表者又は役員が暴力団員であるもの
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に係るもの
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (6) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認めるもの

- 2 市長は、第8条の規定により補助金の交付の決定を受けたものが、前項各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(変更の承認等)

第11条 第9条第1号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金変更交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 3 第9条第2号の規定による届け出は、千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助事業中止(廃止)届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届け出があったときは、千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助事業中止(廃止)届受理通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、当該補助事業の完了した日から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、月額費用に関する実績報告については、当該補助事業の完了する前において、月ごとにすることができるものとする。

(1) 事業報告書(様式第7号の2)

(2) 第4条に掲げる対象経費の支払実績額の分かる書類(宅配代行業者からの支払通知書・明細書など)

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第13条 規則第13条の規定による通知は、千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金額確定通知書(様式第8号)により確定した額を補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第15条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金交付決定取消通知書(様式第10号)によるものとする。

(返還命令)

第16条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金返還命令書(様式第11号)によるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。

様式第1号（第7条 関係）

千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）千葉市長

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者職氏名 _____（※）

（※）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

（連絡先電話番号） _____ （担当） _____

_____（連絡先電子メールアドレス）

@ _____

千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金交付要綱第3条に基づく補助事業者の要件を審査するため、千葉市が、当社（個人事業主の場合はその個人）の市税に関する課税・納税情報の提供を受けることに同意します。

さらに、千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金交付要綱第10条第1項各号に規定する者に該当していないこと及び将来にわたり該当しないことを確約します。

なお、上記の確約を違え、当方の事由により交付にかかる要件を欠くに至った場合、又は千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金交付要綱第10条第1項各号に規定する事項に該当することが判明した場合には、交付された千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金を全額返還することに同意します。

記

1 補 助 事 業 名 千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助事業

2 補助金交付申請額 _____ 金 _____ 円

3 添付書類

- （1）事業計画書（様式第1号の2）
- （2）営業の許可を受けていることを証する書類の写し
- （3）宅配代行業者への登録完了、又は、登録申請を完了していることが分かるもの
- （4）商業団体、法人の場合にあっては、次に掲げるもの
 - ア 定款又はこれに準じる書類
 - イ 役員名簿
- （5）前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類（千葉市から別途依頼した場合のみ、ご提出ください。）

事業計画書

1 事業の概要

以下の店舗における飲食宅配代行業者利用。

店舗名	
店舗所在地	〒 千葉市 区

2 宅配代行業者利用の内容（見込み）

利用する宅配代行業者名				
宅配代行業者への登録申請日 ※令和2年4月21以降に登録申請された方のみご記入ください	令和 年 月 日 ※令和2年4月21日～令和2年6月30日までの日付をご記入ください。			
宅配代行業者の利用開始日 (または利用開始見込み日)	令和 年 月 日			
初期登録手数料…(A)	円 (令和2年4月21日以降に飲食宅配代行業者利用を開始した場合のみご記入ください。)			
(A)に係る補助額…(B) ((A)の2分の1)	円			
宅配代行業者利用による売上の見込み(月間)	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
	注文数 件	注文数 件	注文数 件	注文数 件
	円	円	円	円
上記売上に係る手数料見込み…(C)	円	円	円	円
(C)に係る補助額※…(D) ((C)の2分の1)	円	円	円	円
補助金交付申請額 (B) + (D)	円			

※ (C)に係る補助額(D)の上限は各月15万円です。

注：補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いてください。

住 所
名 称
代表者職氏名

千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金について、次のとおり交付を決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

1 交付決定額 金 円

2 条 件

- (1) 補助事業の事業計画を変更する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号（第11条第1項 関係）

年 月 日

千葉県飲食宅配代行業者利用支援補助金変更交付申請書

（宛先） 千葉市長

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者職氏名 _____（※）

（※）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

（連絡先電話番号） _____（担当）

（連絡先電子メールアドレス）

@

年 月 日付け千葉市指令 第 号により、補助金の交付決定のあった千葉県飲食宅配代行業者利用支援補助金申請を、次のとおり変更したいので、承認されますよう千葉県飲食宅配代行業者利用支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名 千葉県飲食宅配代行業者利用支援補助事業

2 事業内容 変更前 _____
変更後 _____

3 変更の理由 _____

4 変更の予定年月日 _____年 月 日

5 添付書類

（1）事業計画書

（2）変更に伴う関係書類等

千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金変更交付決定通知書

住 所

団 体 名

代表者職氏名

年 月 日付け変更交付申請のあった千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金について、次のとおり変更交付を決定したので、千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

1 変更前補助金交付決定額

2 変更後補助金交付決定額

3 差引額

4 交付決定額以外の変更内容

5 条 件

- (1) 補助事業の事業計画を変更する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号（第11条第3項関係）

千葉県飲食宅配代行業者利用支援補助事業中止（廃止）届

年 月 日

（宛先）千葉市長

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者職氏名 _____（※）

（※）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

（連絡先電話番号） _____（担当）

（連絡先電子メールアドレス）

@

____年 ____月 ____日付け千葉県指令 第 ____号で交付決定のあった、千葉県飲食宅配代行業者利用支援補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、千葉県飲食宅配代行業者利用支援補助金交付要綱第11条第3項の規定により、届け出ます。

記

1 事業内容

2 中止（廃止）の理由

3 中止（廃止）の予定年月日

____年 ____月 ____日

4 添付書類

中止（廃止）に伴う関係書類等

様式第6号（第11条第4項関係）

千葉市指令 第 号

千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助事業中止（廃止）届受理通知書

住 所

団 体 名

代表者職氏名

年 月 日付け千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助事業中止（廃止）届を受理しましたので、千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号 (第12条 関係)

千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 千葉市長

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者職氏名 _____ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

(連絡先電話番号) _____ (担当)

— —

(連絡先電子メールアドレス)

@

年 月 日付け 千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

1 補助事業名 千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助事業

2 補助金実績報告額 金 _____ 円

3 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 第4条に掲げる対象経費の支払実績額の分かる書類
(宅配代行業者からの支払通知書・明細書など)

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(千葉市から別途依頼した場合のみ、ご提出ください。)

事業報告書

1 事業の概要

以下の店舗における飲食宅配代行業者利用。

店舗名	
店舗所在地	〒 千葉市 区

2 宅配代行業者利用の内容

利用した宅配代行業者名				
宅配代行業者への登録日	令和 年 月 日			
宅配代行業者の利用開始日	令和 年 月 日			
初期登録手数料 … (A)	円 (令和2年4月21日以降に飲食宅配代行業者利用を開始した場合のみご記入ください。)			
(A)に係る補助額 … (B) ((A) の2分の1)	円			
宅配代行業者利用による売上実績 (月間)	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
	注文数 件	注文数 件	注文数 件	注文数 件
	円	円	円	円
上記売上に係る手数料支払実績 … (C)	円	円	円	円
(C)に係る補助額※ … (D) ((C) の2分の1)	円	円	円	円
補助金交付申請額 (B) + (D)	円			

※ (C)に係る補助額 (D) の上限は各月15万円です。

注：補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いてください。

様式第8号（第13条 関係）

千葉市達 第 号

住 所
名 称
代表者職氏名

千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金実績報告書等により、千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金額を下記のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助事業に要する経費 円
- 4 補助対象経費 円
- 5 補助率
- 6 補助金の確定額 円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金交付請求書

(宛先) 千葉市長

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者職氏名 _____ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

(連絡先電話番号) _____ (担当)

— —
_____ (連絡先電子メールアドレス)

@

____年 月 日付け千葉市達 第 _____ 号千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名 千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助事業

2 補助金交付請求額 金 _____ 円

3 添付書類

その他市長が必要と認めるもの (千葉市から別途依頼した場合のみ、ご提出ください。)

住 所
名 称
代表者職氏名

千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金交付決定の全額（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 取消額 円
- 4 取消後の交付決定額 円
- 5 取消の理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第11号（第16条関係）

千葉市達 第 号

住 所
名 称
代表者職氏名

千葉市飲食宅配代行業者利用支援補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項(第2項)の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長 印

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助金の既交付額 年 月 日交付 円
年 月 日交付 円
計 円
- 4 補助金の交付確定額 円
- 5 返還すべき金額 円
- 6 返還期限 年 月 日
- 7 返還を命ずる理由
- 8 返還方法